

盛土規制法の体系図

法目的〔法1〕、定義〔法2〕、基本方針(告示)〔法3〕

基礎調査 (規制区域指定候補、既存盛土等調査) 〔法4~9〕

基礎調査結果の公表・
関係市町村長への通知
〔法4〕

規制区域等

宅地造成等工事規制区域
の指定〔法10〕

特定盛土等規制区域
の指定〔法26〕

造成宅地防災区域
の指定〔法45〕

工事の規制

規制対象規模以上の盛土等をしようとする者

許可を
要するもの

許可を
要するもの

届出を
要するもの

開発許可〔都市計画法29〕を受けたとき→盛土規制法の許可・届出みなし〔法15/27/34〕

周辺地域の住民への周知 (説明会等) 〔法11/29〕

許可申請
/協議

許可申請
/協議

届出

都道府県知事、指定都市の長、中核市の長

資力・信用、施工能力、土地所有者の全員同意〔法12/30〕、
工事の技術的基準への適合〔法13/31〕等を審査

届出への勧告〔法27〕
✓工事の計画変更等

工事の許可〔法12/30〕、許可証の交付〔法14/33〕

許可・届出内容の公表・関係市町村長への通知〔法12/27/30〕

現場での標識掲示〔法49〕

盛土等に関する工事の着手

監督処分〔法20/39〕
✓許可の取消処分
✓工事施行停止命令
✓土地使用禁止・制限命令
✓災害防止措置命令

(必要に応じて) 変更許可申請〔法16/35〕・変更届出〔法28〕

定期報告〔法19/38〕、中間検査〔法18/37〕、完了検査・確認〔法17/36〕

盛土等に関する工事の完了

土地所有者等の責務

土地の保全等〔法22/41/46〕
✓盛土等に伴う災害防止 (安全維持)
✓災害防止措置の勧告

改善命令〔法23/42/47〕
✓災害防止措置の命令

立入検査〔法24/43/48〕
報告の徴取〔法25/44/48〕

罰則

罰則〔法55~61〕
✓違反行為者に対し、
最大3年以下の懲役又は最大1,000万円以下の罰金
✓違反者の法人等に対し、最大3億円以下の罰金 (法人重科)

行政代執行

行政代執行の特例〔法20/23/39/42/47〕
✓緩和代執行
✓略式代執行
✓特別緊急代執行

宅地造成等工事規制区域内の許可対象となる盛土等〔政令3/4〕
(災害の発生のおそれがないと認められる工事等を除く〔政令5〕)

<盛土・切土>

- ①高さ1m超の崖を生ずる盛土
- ②高さ2m超の崖を生ずる切土
- ③高さ2m超の崖を生ずる盛土と切土(同時)
- ④高さ2m超の崖を生じない盛土
- ⑤面積500m²超となる盛土又は切土

<土石の堆積>

- ①最大堆積高さ2m超かつ面積300m²超
- ②最大堆積面積500m²超

特定盛土等規制区域内の許可対象となる盛土等〔政令28〕
(災害の発生のおそれがないと認められる工事等を除く〔政令29〕)

<盛土・切土>

- ①高さ2m超の崖を生ずる盛土
- ②高さ5m超の崖を生ずる切土
- ③高さ5m超の崖を生ずる盛土と切土(同時)
- ④高さ5m超の崖を生じない盛土
- ⑤面積3,000m²超となる盛土又は切土

<土石の堆積>

- ①最大堆積高さ5m超かつ面積1,500m²超
- ②最大堆積面積3,000m²超

特定盛土等規制区域内
の許可の対象規模は、
当該規模未満の規模に
条例で規定可〔法32〕